

財 産 目 録

令和4年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	手許有り高		運転資金として			149,389
小口現金	手許有り高		運転資金として			12,000
普通預金	みずほ/中野北口		運転資金として			58,489,157
定期預金	三井住友/多摩センター他		運転資金として			19,769,109
			小計			78,419,655
事業未収金	中野区		委託費他			2,803,540
未収補助金	中野区、多摩市他		補助金			7,480,010
前払費用	ピオニイ保育園拠点		借り上げ社宅前払家賃			1,148,000
	流動資産合計			0	0	89,851,205
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	中野区新井二丁目40番3号、宅地 84.81㎡		第二種社会福祉事業であるピオニイ保育園 の施設等に使用			69,332,810
建物	中野区新井2-40-3他 多摩市豊ヶ丘4-8	2019年度 1976年度	第二種社会福祉事業であるピオニイ保育園 第二種社会福祉事業であるピオニイ第二保	274,504,200 171,132,598	16,467,612 154,639,354	258,036,588 16,493,244
			小計			274,529,832
	基本財産合計			445,636,798	171,106,966	343,862,642
(2) その他の固定資産						
構築物	アスレチック遊具他18点		第二種社会福祉事業の施設等で使用	11,020,597	10,961,435	59,162
車輛運搬具	1台		第二種社会福祉事業の施設等で使用	1,770,570	1,770,569	1
器具及び備品	プール他124点		第二種社会福祉事業の施設等で使用	53,003,899	37,010,066	15,993,833
建設仮勘定	ピオニイ第二保育園拠点		第二種社会福祉事業の施設等で使用	38,081,000	0	38,081,000
権利	電話加入権		第二種社会福祉事業の施設等で使用	147,784	0	147,784
ソフトウェア	栄養管理ソフト		第二種社会福祉事業の施設等で使用	1,431,948	574,116	857,832
退職給付引当資産	東京都社会福祉協議会		退職共済制度における掛金累計額			27,414,364
修繕積立資産	三井住友、多摩センター		将来の修繕費			60,000,000
備品等購入積立資産	三井住友、多摩センター		将来の備品購入			30,000,000
保育施設整備積立資産	三井住友多摩センター		将来の施設整備のために積立る預金			86,518,500
差入保証金	独)都市再生機構		駐車場敷金、借上げ社宅敷金			611,500
その他の固定資産	公)自動車リサイクル促進センター		車両リサイクル料			10,190
	その他の固定資産合計			105,455,798	50,316,186	259,694,166
	固定資産合計			551,092,596	221,423,152	603,556,808
	資産合計			551,092,596	221,423,152	693,408,013
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分給食費他					12,332,039
1年以内返済予定設備資金借入金	ピオニイ保育園拠点					4,000,000
1年以内返済予定長期運営資金借入金	ピオニイ保育園拠点					1,000,000
職員預り金	源泉所得税、住民税					1,808,677
	流動負債合計			0	0	19,140,716
2 固定負債						
設備資金借入金	ピオニイ保育園拠点					24,000,000
長期運営資金借入金	ピオニイ保育園拠点					5,500,000
退職給付引当金	退職共済掛金累計相当額					27,414,364
	固定負債合計			0	0	56,914,364
	負債合計			0	0	76,055,080
	差引純資産			551,092,596	221,423,152	617,352,933

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄は、社会福祉法第55条の2の規定に基づき社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。